



発行 東京都

目次

告示

- 平成二十六年年度東京都補正予算の公表……………一
……………(財務局主計部議案課)……………一
 - 都市計画事業の事業計画の変更認可(二十七件)……………一
……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
 - 土地区画整理事業の事業計画の変更……………一
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
 - 漁業災害補償法による特定第一号漁業者の規約設定の同意成立の届出……………一
……………(産業労働局農林水産部水産課)……………一
 - 都道の区域変更(二件)……………一
……………(建設局道路管理部路政課)……………一
- 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………一
 - 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催(二件)……………一
……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………一
 - 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………一
……………(環境局環境改善部大気保全課)……………一
 - 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………三
……………(水道局)……………三
 - 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………三
……………(同)……………三

告示

●東京都告示第四百一十一号
平成二十七年三月五日東京都議会の議決を得た平成二十六年年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次とおり公表する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

平成26年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

平成26年度東京都一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55,202,486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,745,201,298千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加し、補正後の経費は、「第2号繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為を追加し、その事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為(損失補償及び保証契約等)補正」による。

(都債の補正)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債を補正し、起債の目的及び限度額は、「第4号都債補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
01 都税		4,669,807,921	51,964,470	4,721,772,391
	01 都民税	1,785,588,813	27,058,167	1,812,646,980
	02 事業税	749,396,979	20,496,979	769,893,958
	03 繰入地方消費税	427,925,000	360,000	428,285,000
	04 不動産取得税	66,144,848	5,241,064	71,385,912
	05 都たばこ税	18,429,940	-301,139	18,128,801
	06 ゴルフ場利用税	624,004	-4,548	619,456
	07 自動車取得税	8,922,028	285,954	9,207,982
	08 軽油引取税	41,719,000	-515,893	41,203,107
	09 自動車税	107,124,171	-375,135	106,749,036
	11 固定資産税	1,142,962,054	452,268	1,143,414,322
	12 特別土地保有税	12,000	-1,981	10,019
	14 事業所税	98,236,770	-272,705	97,964,065
	15 都市計画税	221,329,880	-701,804	220,628,076
	16 宿泊税	1,384,400	243,300	1,627,700

	17 旧法による税	1,060	-57	1,003
02 地方譲与税		329,085,978	31,101,684	360,187,662
	05 地方法人特別譲与税	325,961,394	31,101,684	357,063,078
06 分担金及負担金		13,493,758	-269,440	13,224,318
	01 負担金	13,493,758	-269,440	13,224,318
07 使用料及手数料		78,354,581	183,000	78,537,581
	02 手数料	24,181,700	183,000	24,364,700
08 国庫支出金		385,042,589	6,490,904	391,533,493
	01 国庫負担金	167,813,031	-2,571,540	165,241,491
	02 国庫補助金	200,833,955	9,757,444	210,591,399
	03 委託金	16,395,603	-695,000	15,700,603
09 財産収入		41,869,578	4,909,313	46,778,891
	01 財産運用収入	21,967,264	541,313	22,508,577
	02 財産売払収入	19,902,314	4,368,000	24,270,314
11 繰入金		160,655,539	-20,393,230	140,262,309
	02 公営企業会計繰入金	9,384,372	-21,000	9,363,372
	03 基金繰入金	141,374,172	-20,372,230	121,001,942

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
12 諸収入		557,957,079	3,622,055	561,579,134
	05 受託事業収入	60,911,330	-3,727,699	57,183,631
	10 雑入	25,743,198	7,349,754	33,092,952
13 都債		437,992,000	-62,045,000	375,947,000
	01 都債	437,992,000	-62,045,000	375,947,000
14 繰越金		6,836,914	39,638,233	46,475,147
	01 繰越金	6,836,914	39,638,233	46,475,147
15 区市町村たばこ税都交付金		0	497	497
	01 区市町村たばこ税都交付金	0	497	497
歳 入 合 計		6,689,998,812	55,202,486	6,745,201,298

歳出

(単位 千円)

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
02 総務費		188,677,000	-4,384,729	184,292,271
	01 総務管理費	25,645,037	-211,885	25,433,152
	04 区市町村振興費	90,499,328	-143,000	90,356,328
	06 防災管理費	8,806,694	270,156	9,076,850
	11 建築保全費	18,287,000	-4,300,000	13,987,000
03 徴税费		67,512,000	-210,229	67,301,771
	01 徴税管理費	17,426,000	-210,229	17,215,771
04 生活文化費		28,305,300	634,055	28,939,355
	01 生活文化費	28,305,300	634,055	28,939,355
06 都市整備費		150,008,000	-24,378,000	125,630,000
	01 都市整備管理費	4,665,000	-238,000	4,427,000
	02 都市基盤整備費	19,754,000	-610,000	19,144,000
	03 市街地整備費	50,193,000	-3,897,000	46,296,000
	04 建築行政費	33,353,000	-17,439,000	15,914,000
	05 住宅費	42,043,000	-2,194,000	39,849,000

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	01 環境管理費	8,449,000	1,000,000	9,449,000
	03 廃棄物費	10,119,000	-2,093,000	8,026,000
08 福祉保健費		1,032,924,072	-32,313,589	1,000,610,483
	03 保健政策費	315,204,000	-22,545,140	292,658,860
	04 生活福祉費	38,297,000	177,974	38,474,974
	05 高齢社会対策費	174,123,290	-6,013,471	168,109,819
	06 少子社会対策費	178,761,394	11,701,000	190,462,394
	07 障害者施策推進費	165,372,796	-3,419,160	161,953,636
	09 施設整備費	79,637,735	-11,993,792	67,643,943
	10 地域病院費	14,571,000	-221,000	14,350,000
09 産業労働費		464,563,470	-7,499,991	457,063,479
	03 商工業振興費	396,907,297	1,702,000	398,609,297
	04 農林水産費	15,015,000	1,544,936	16,559,936
	05 労働費	44,730,173	-10,387,927	34,342,246
	06 施設整備費	6,137,000	-359,000	5,778,000

10 土木費		505,349,000	-68,431,000	436,918,000
	01 土木管理費	23,998,000	-22,000	23,976,000
	02 道路橋梁費	330,483,000	-52,757,000	277,726,000
	03 河川海岸費	73,813,000	-7,888,000	65,925,000
	04 公園公園費	77,055,000	-7,764,000	69,291,000
11 港湾費		97,863,000	-10,445,000	87,418,000
	02 東京港整備費	72,873,000	-8,251,000	64,622,000
	03 島しょ等港湾整備費	24,282,000	-2,194,000	22,088,000
12 教育費		759,099,608	-15,637,401	743,462,207
	01 教育管理費	24,886,000	-724,911	24,161,089
	02 小中学校費	428,628,000	-8,713,200	419,914,800
	05 福利厚生費	1,707,000	-125,508	1,581,492
	06 退職手当及年金費	59,045,000	-2,174,969	56,870,031
	09 施設整備費	35,935,000	-3,898,813	32,036,187
13 学務費		200,509,000	-280,000	200,229,000
	01 公立大学法人首都大学東京支援費	23,367,000	-280,000	23,087,000
14 警察費		615,803,000	-4,681,000	611,122,000

科 款	目 項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
	01 警察管理費	481,979,890	-471,000	481,508,890
	03 警察活動費	48,616,805	-899,000	47,717,805
	04 警察施設費	49,709,798	-3,311,000	46,398,798
15 消防費		243,765,000	1,531,046	245,296,046
	01 消防管理費	185,425,000	1,531,046	186,956,046
16 公債費		529,824,000	-8,600,000	521,224,000
	01 公債費	529,824,000	-8,600,000	521,224,000
17 諸支出金		1,724,720,000	230,991,324	1,955,711,324
	01 財産費	107,951,000	210,103,375	318,054,375
	02 他会計支出金	1,270,923,980	433,000	1,271,356,980
	04 諸費	345,397,020	20,454,949	365,851,969
歳 出 合 計		6,689,998,812	55,202,486	6,745,201,298

第2号 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事 業 名	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
02 総務費			0	521,000	521,000
	06 防災管理費		0	521,000	521,000
		1 防災指導	0	521,000	521,000
03 徴税费			0	397,000	397,000
	04 施設整備費		0	397,000	397,000
		1 都税事務所等整備	0	397,000	397,000
09 産業労働費			781,000	4,861,869	5,642,869
	03 商工業振興費		0	3,048,000	3,048,000
		1 地域消費喚起特別支援事業	0	2,554,000	2,554,000
		2 外国人旅行者誘致のための魅力発信事業	0	494,000	494,000
	04 農林水産費		781,000	1,513,869	2,294,869
		2 農林災害復旧	439,000	1,488,869	1,927,869
		3 森林整備加速化・林業再生事業	0	25,000	25,000
	05 労働費		0	300,000	300,000
		1 人材の育成・確保事業	0	300,000	300,000
10 土木費			32,256,000	330,200	32,586,200

款	項	事業名	既定予算額	補正予算額	計
	03 河川海岸費		7,750,000	330,200	8,080,200
		7 河川災害復旧	97,000	330,200	427,200
合	計		50,204,000	6,110,069	56,314,069

第3号 債務負担行為（損失補償及び保証契約等）補正

(単位 千円)

番号	事項	期間	既定限度額	補正限度額	計
6	動産・債権担保融資損失補償	平成26年度～平成36年度	2,048,000	1,088,000	3,136,000
	合	計	43,036,500	1,088,000	44,124,500

第4号 都債補正

(単位 千円)

番号	起債の目的	起債限度額		
		既起債限度額	今回補正額	計
8	地下高速鉄道建設事業助成費	3,561,000	-843,000	2,718,000
9	首都高速道路整備事業費	3,741,000	-100,000	3,641,000
11	市街地再開発事業助成費	660,000	-57,000	603,000
13	都市改造費	4,759,000	-799,000	3,960,000
17	福祉保健施設整備費	31,736,000	-7,227,000	24,509,000
23	道路橋梁整備費	200,745,000	-34,349,000	166,396,000
24	河川海岸整備費	46,514,000	-5,921,000	40,593,000
25	公園等整備費	21,735,000	-4,707,000	17,028,000
26	東京港整備費	15,939,000	-1,914,000	14,025,000
27	東京港海岸保全費	6,826,000	-1,697,000	5,129,000
29	島しょ等港湾整備費	5,062,000	-695,000	4,367,000
30	耐震化事業推進費	82,000	-79,000	3,000
31	都立学校整備費	16,048,000	-712,000	15,336,000
32	社会教育施設等整備費	829,000	-120,000	709,000
33	大学施設整備費	4,385,000	-210,000	4,175,000
35	警察施設整備費	21,965,000	-2,478,000	19,487,000
36	消防施設整備費	13,704,000	-137,000	13,567,000

合	計	437,992,000	-62,045,000	375,947,000
---	---	-------------	-------------	-------------

平成26年度東京都特別区財政調整会計補正予算

予算総則

平成26年度東京都特別区財政調整会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ433,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ981,603,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	繰入金	981,169,980	433,000	981,602,980
	01 一般会計繰入金	981,169,980	433,000	981,602,980
歳 入 合 計		981,170,000	433,000	981,603,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	特別区交付金	981,170,000	433,000	981,603,000
	01 特別区財政調整交付金	981,170,000	433,000	981,603,000
歳 出 合 計		981,170,000	433,000	981,603,000

平成26年度東京都地方消費税清算会計補正予算

予 算 総 則

平成26年度東京都地方消費税清算会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入66,021,000千円、歳出23,579,000千円をそれぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を歳入1,387,442,000千円、歳出1,211,562,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	地方消費税	877,064,000	60,547,000	937,611,000
	01 地方消費税	877,064,000	60,547,000	937,611,000
02	諸収入	299,018,000	3,365,000	302,383,000
	01 地方消費税清算金収入	299,017,000	3,365,000	302,382,000
03	繰越金	145,339,000	2,109,000	147,448,000
	01 繰越金	145,339,000	2,109,000	147,448,000
歳 入 合 計		1,321,421,000	66,021,000	1,387,442,000

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
01	地方消費税清算費	1,187,983,000	23,579,000	1,211,562,000
	01 地方消費税清算費	1,187,983,000	23,579,000	1,211,562,000
歳 出 合 計		1,187,983,000	23,579,000	1,211,562,000

既定予算額歳入歳出差引残額 133,438,000千円

補正予算額歳入歳出差引不足額 -42,442,000千円

補正後予算額歳入歳出差引残額 175,880,000千円

●東京都告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十年東京都告示第千四百四十号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 港区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第七号線及び幹線街路補助線街路第九号線

三 事業施行期間 平成十年十一月二十日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十四年東京都告示第七百六十四号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 港区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第七号線及び幹線街路補助線街路第十号線

三 事業施行期間 平成十四年六月七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十七年東京都告示第千三百十七号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 港区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第七号線

三 事業施行期間 平成十七年十一月一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和六十三年東京都告示第九百五十九号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 新宿区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第七十二号線

三 事業施行期間 昭和六十三年十月五日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

変更なし

●東京都告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第七百五十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 墨田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第三百二十六号線及び幹線街路放射第三十二号線

三 事業施行期間
平成二十二年五月七日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分

平成二十二年東京都告示第七百五十二号の事業地に墨田区京島一丁目地内を追加する。

使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和六十二年東京都告示第千二百六十二号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称
品川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百五号線
- 三 事業施行期間
昭和六十二年十一月二十六日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき平成十四年東京都告示第三百四十一号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称
大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画道路事業区画街路大田区画街路第三号線
- 三 事業施行期間
平成十四年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十八年東京都告示第千四百三十七号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称
世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第五十四号線及び区画街路世田谷区画街路第十号線
- 三 事業施行期間
平成十八年十月十八日から平成三十

四 事業地
収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十九年東京都告示第百三十号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称
世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東京都計画道路事業区画街路都市種鉄道第九号線付属街路第五号線
- 三 事業施行期間
平成十九年二月二十七日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十年東京都告示第千六十三号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百二十五号線及び区画街路世田谷区画街路第六号線

三 事業施行期間 平成二十年八月十三日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第四百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第四十二号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市種別及び名称 高速鉄道第九号線付属街路第四号線

三 事業施行期間 平成二十三年一月十七日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十三年東京都告示第二百八号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 豊島区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百七十三号線

三 事業施行期間 平成十三年三月六日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第四百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十三年東京都告示第二百九号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 板橋区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第百七十三号線

三 事業施行期間 平成十三年三月六日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第四百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第七百八十五号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 足立区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路足立区画街路第十四号線

三 事業施行期間 平成二十三年十二月二十日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

●東京都告示第四百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成九年東京都告示第八百三十二号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称

葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百八十三号線

三 事業施行期間

平成九年七月二十三日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第六号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称

葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第二百六十四号線及び幹線街路補助線街路第二百八十一号線

三 事業施行期間

平成十六年一月十三日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第七百四十一号東京都計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称

葛飾区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都計画道路事業区画街路葛飾区画街路第五号線

三 事業施行期間

平成十六年十二月二十日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第六十六号武蔵野都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称

武蔵野市

二 都市計画事業の種類及び名称

武蔵野都市計画道路事業七・六・一
号三鷹駅万助橋線及び三・五・十七
号下連雀秩父通り線

三 事業施行期間

平成十五年一月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第四百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十五年東京都告示第十号三鷹都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称

三鷹市

二 都市計画事業の種類及び名称

三鷹都市計画道路事業三・四・十三
号三鷹駅仙川環状線

三 事業施行期間 平成十五年二月五日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第二百十四号町田都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画道路事業三・四・四十七号相原駅西口線(交通広場含む)及び三・四・四十九号相原南北線

三 事業施行期間 平成十六年二月二十七日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十年東京都告示第千五十七号町田

都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画道路事業三・四・三十七号原町田鶴間線

三 事業施行期間 平成二十年八月八日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成七年東京都告示第千四百三十一号小金井都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 小金井市

二 都市計画事業の種類及び名称 小金井都市計画道路事業三・四・十二号多磨墓地小金井公園線

三 事業施行期間 平成七年十二月二十二日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

●東京都告示第四百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十一年東京都告示第千二百七十六号小金井都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 小金井市

二 都市計画事業の種類及び名称 小金井都市計画道路事業三・四・十号多磨墓地小金井公園線

三 事業施行期間 平成十一年十一月十九日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千四百十八号小平都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 小平市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小平都市計画道路事業三・四・二十号国立駅大和線
- 三 事業施行期間 平成二十一年十月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成十三年東京都告示第九百三十号東村山都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 東村山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業三・四・二十六号久米川駅清瀬線及び三・四・四号新青梅街道線
- 三 事業施行期間 平成十三年七月十六日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分

変更なし

●東京都告示第四百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第五十五号調布都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 狛江市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・二十号稲荷前線
- 三 事業施行期間 平成二十一年一月二十日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成九年東京都告示第千三百一十一号立川都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 東大和市

- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画道路事業三・五・二十号東大和武蔵村山線
- 三 事業施行期間 平成九年十二月八日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第四百三十九号

東京都都市計画事業新砂土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 土地区画整理事業の名称 東京都都市計画事業新砂土地区画整理事業
- 二 事務所所在地 江東区東陽七丁目三番五号 東京都第一区画整理事務所内
- 三 事業計画の決定の年月日 平成九年七月一日
- 四 事業施行期間 平成九年七月一日から平成二十七年三月三十一日まで
- 五 変更の内容 事業施行期間を平成三十二年三月三十一日まで延長す

る。

六 変更の年月日

平成二十七年三月十七日

●東京都告示第四百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条の二第三項の規定により、発起人から特定第一号漁業者の規約の設定について同意成立の届出があり、当該同意は同条第四項に規定する要件に適合すると認められるので告示する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

加入区の名 発起人氏名 住 所 同意成立年月日

てんぐさ 松江 保彦 神津島村四十三番地 平成二十七年一月十三日
神津島加 宮川 良春 同 所二百二十六番地

●東京都告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一(一) 路線名 杉並あきる野

一(二) 変更の区間 国分寺市東戸倉二丁目四十一番三地内から同所四十一番五地内まで

(三) 変更の概要 別図表示①のとおり

二(一) 路線名 所沢府中

(二) 変更の区間 小平市上水本町一丁目千二百九十五番八地内から国分寺市東戸倉二丁目四十一番五地内まで

(三) 変更の概要 別図表示②のとおり

別図

都道杉並あきる野線
都道所沢府中線

区域変更略図

小平市上水本町一丁目～国分寺市東戸倉二丁目

編入区域

① 都道杉並あきる野線

延長 五九・六九メートル

面積 五四五・一四平方メートル

② 都道所沢府中線

延長 三五四・六三メートル

面積 一、三九四・六四平方メートル

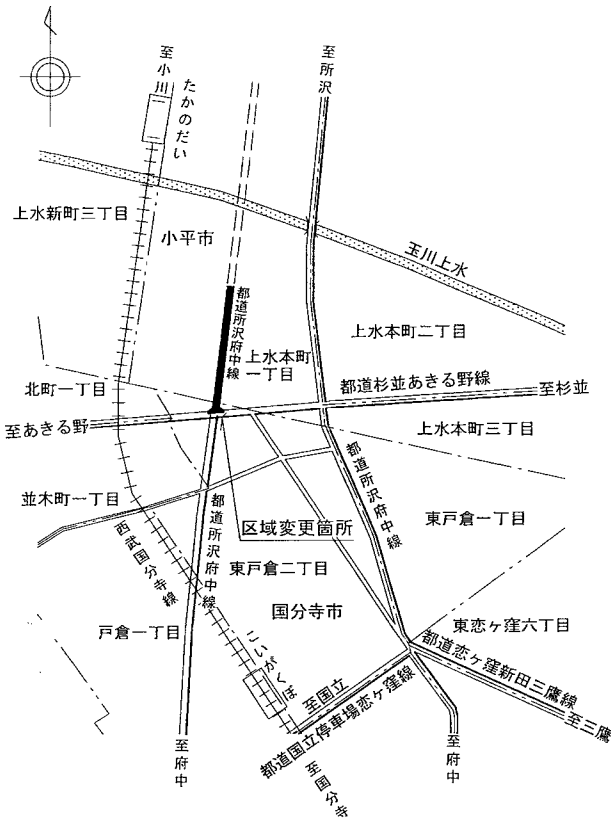
重用編入区域

② 都道所沢府中線 (都道杉並あきる野線との重用編入)

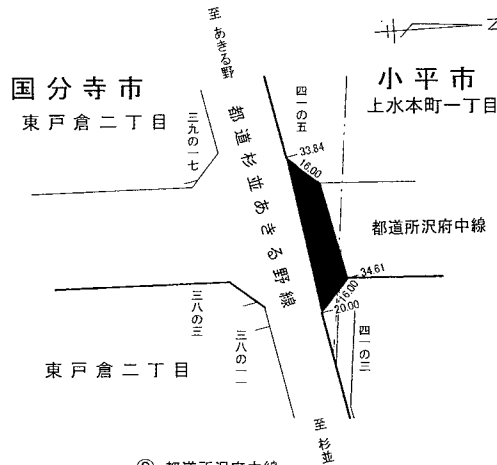
延長 四二・一三メートル

面積 一、五五三・九三平方メートル

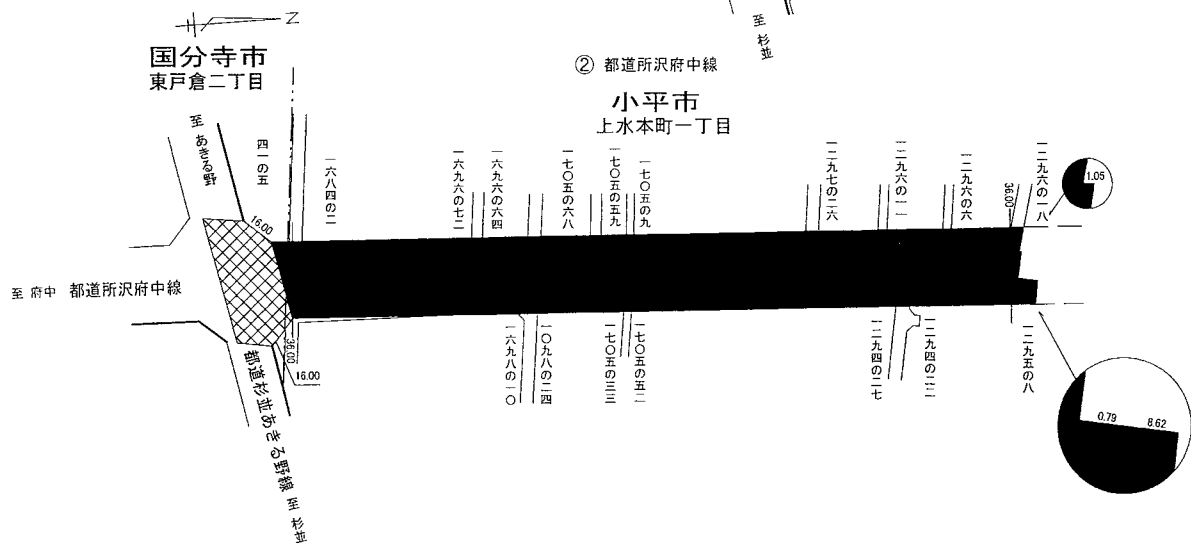
計画線



① 都道杉並あきる野線



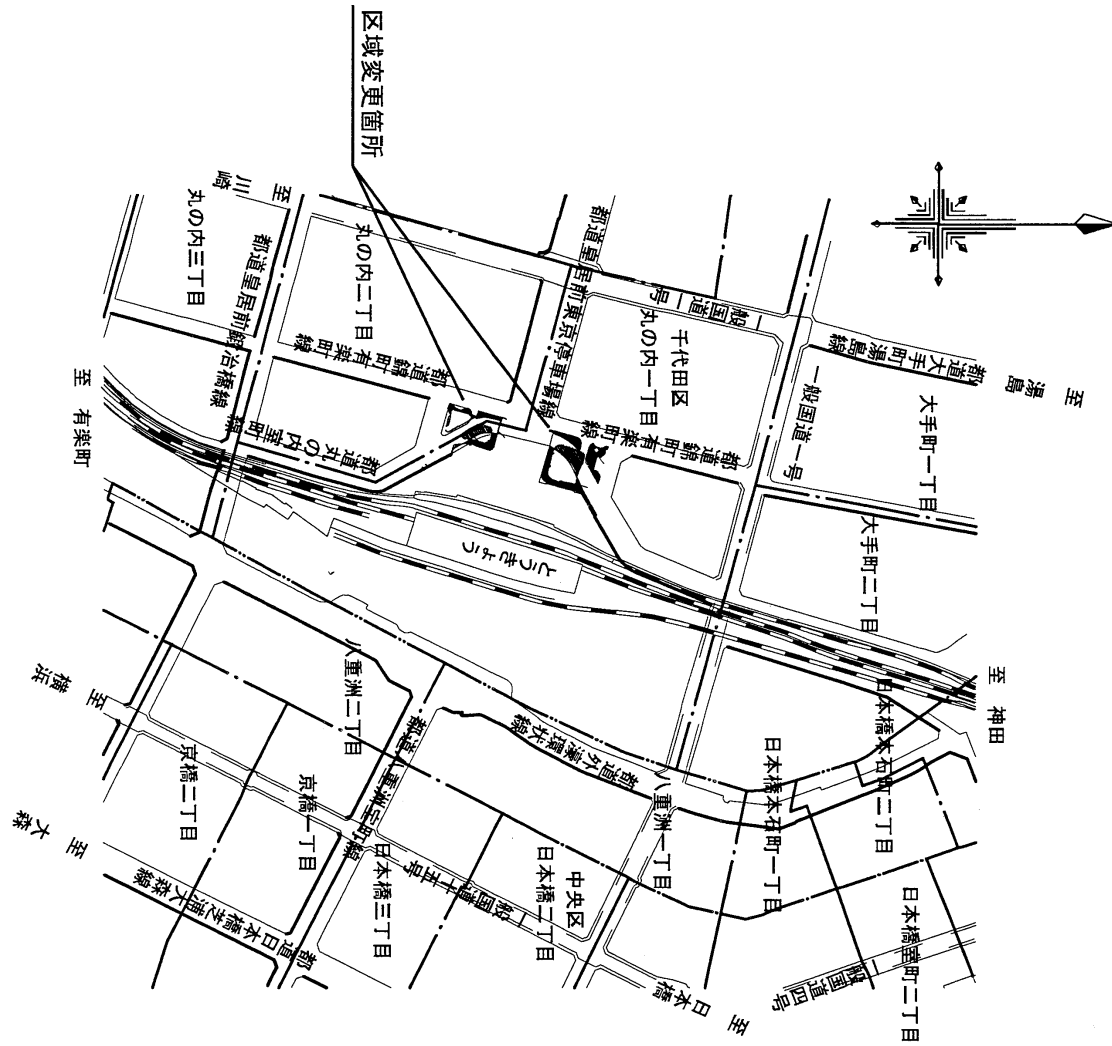
② 都道所沢府中線



●東京都告示第四百四十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月十七日から起算して
 二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す
 る。
 平成二十七年三月十七日

- 一 路線名 東京都知事 外 添 要 一
 丸の内室町
 二 変更の区間 千代田区丸の内一丁目一番五十地先
 三 変更の概要 別図表示のとおり



一七〇・七八メートル	延長	一、七二一・五〇平方メートル	面積
二二三・二七メートル	延長	三、五六一・三六平方メートル	面積

〓 一般国道
 〓 都道
 〓 特別区道
 〓 編入区域
 〓 廃止区域

別 図
 都道丸の内室町線区域変更略図
 千代田区丸の内一丁目地内

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行條例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本アジア人材交流推進機構

三 代表者の氏名

CHEN YUGUANG (陳 玉广)

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区西浅草三丁目二十九番十九号 浙江建設

ビル七階

五 定款に記載された目的

この法人は、日本とアジア諸国の間において、就労や学習を希望する人材の相互交流を支援する事業を行い、日本とアジア諸国の文化、経済の交流、発展を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六條第一項の規定に基づき、(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 日時

平成二十七年四月十四日(火曜日)午後一時三十分開始

二 場所

港区立麻布図書館五階 視聴覚室

港区六本木五丁目十二番二十四号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十七年三月三十一日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)
- 四 公述申出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課審査第一

一 係

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

二 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課審査第一

一係

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

一係

電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

一係

電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

一係

電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

一係

電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、(仮称)竹芝地区開発計画に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 日時

平成二十七年四月十五日(水曜日)午後二時三十分開始

始

二 場所

港勤労福祉会館一階 第一洋室

港区芝五丁目十八番二号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十七年三月三十一日(火曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課審査第一係

一係

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第二本庁舎十六階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あった場合には抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後二時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課審査第一係

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号

電話番号〇三(五三八八) 三四四一(直通)

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成二十二年東京都条例第二百五号)第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

平成二十七年三月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 認定した機器等

(一) 低NO_x・超高効率燃焼機器

別記一のとおり

(二) 低NO_x・高効率燃焼機器

別記二のとおり

二 認定年月日

平成二十七年三月二日

別記一

低NOx・超高効率燃焼機器

認定番号	認定機器の種類	代表型式の名称	申請者の氏名又は名称
G X一四四〇〇一	蒸気ボイラー	S Q一1500 A S	三浦工業株式会社
G X一四四〇〇二	温水発生機	S B M一150 U N T	ネボン株式会社
G X一四四〇〇三	冷水発生機	C H一M Z 7 0 G ほか五型式	矢崎エナジーシステム株式会社
G X一四四〇〇四	同右	C H一M Z 8 0 G ほか五型式	同右
G X一四四〇〇五	同右	C H一M Z 9 0 G ほか五型式	同右
G X一四四〇〇六	同右	C H一M Z 1 0 0 G ほか五型式	同右
G X一四四〇〇七	同右	C H一M Z 7 0 H G ほか五型式	同右
G X一四四〇〇八	同右	C H一M Z 8 0 H G ほか五型式	同右
G X一四四〇〇九	同右	C H一M G 7 0 G ほか五型式	同右
G X一四四〇一〇	同右	C H一M G 8 0 G ほか五型式	同右
G X一四四〇一一	同右	C H一M G 9 0 G ほか五型式	同右
G X一四四〇一二	同右	C H一M G 1 0 0 G ほか五型式	同右
G X一四四〇一三	同右	C H一M G 7 0 H G ほか五型式	同右
G X一四四〇一四	同右	C H一M G 8 0 H G ほか五型式	同右

別記二

低NOx・高効率燃焼機器

認定番号	認定機器の種類	代表型式の名称	申請者の氏名又は名称
E Y一四四〇〇一	ガスヒートポンプ	Y R M P 1 8 0 G 2 N B ほか一型式	申請者の氏名又は名称
E Y一四四〇〇二	コージェネレーションユニット	C P 5 D 1一S N J G ほか七型式	ヤンマーエネルギーシステム株式会社

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成二十七年三月十七日

東京都水道局長 吉田 永

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
九〇七七	株式会社 真和建设	田宮 真志	神奈川県川崎市多摩区菅仙谷一丁目六番二号	平成二十七年一月二十日
九〇七八	横浜建設株式会社	須藤 剛	神奈川県横浜市栄区小菅ケ谷四丁目二十六番十一号	同日
九〇七九	株式会社 エスツーエム	中山 進	立川市砂川町四丁目三十番地の六	同日
九〇八〇	永大設備	永野 大輔	神奈川県横浜市旭区中白根二丁目十九番二十三号	同日
九〇八一	ハイデンパイピン グワークス株式会社	長友 秀徳	小金井市前原町五丁目一番四十号フラットアウトII一〇一	同日
九〇八二	栄工業所	大多和 昇	中野区本町二丁目五十三番六号	同日

九〇八三	f e株式 会社	高橋 和也	北区王子本 町一丁目二 十八番七号	同日	九〇九二	ナイス管 工	田中 健一	日野市大字 石田四百十 八番地の十 二	同日
九〇八四	秋山商会	秋山 智彦	板橋区成増 二丁目二十 九番八―一 〇三号フ アミール成 増グーラシア	同日	三三九三	有限会社 モリ川住 宅設備	森川 正諠	足立区皿沼 二丁目十七 番十八号	平成二十 六年十二 月三十一 日
九〇八五	W A T E R K S W O W A T	綿貫 篤	埼玉県新座 市栗原五丁 目十七番二 十二号エ ーフィール ド二階	同日	三〇七五	有限会社 テクノ・ プラント	高野 好	国分寺市西 町二丁目三 十五番地十 五	平成二十 七年一月 一日
九〇八六	誠設備	高橋 誠	八王子市館 町五百六番 地五	同日	八二〇四	有限会社 日乃本工 業	飛田 誠	神奈川県横 浜市都筑区 大圃西三番 三―一三〇 八号	同月七日
九〇八七	ライフ株 式会社	井上 誠士	神奈川県相 模原市中央 区千代田七 丁目五番十 五号	同日	八七五〇	小宮設備 工業株式 会社	小宮 賢司	茨城県取手 市白山三丁 目七番十一 号	同日
九〇八八	株式会社 あかね	本多あかね	稲城市矢野 口六百六十 四番地の二	同日	八九八	有限会社 栄工業所	大多和 昇	中野区本町 二丁目五十 三番六号	平成二十 七年一月 十九日
九〇八九	株式会社 青木工業	青木 潔	神奈川県横 浜市戸塚区 原宿三丁目 四番一号	同日	二七二五	有限会社 中尾設備	中尾 喜幸	町田市函師 町六百十二 番地十三	平成二十 七年一月 三十一日
九〇九〇	株式会社 F A S	小林 務	埼玉県新座 市片山一丁 目一番二十 号―三〇八	同日	八九三二	フォレス ト・アク ア・シス テム	小林 務	埼玉県新座 市片山一丁 目一番二十 号パピヨ ン片山三〇 八号	同日
九〇九一	株式会社 H S P	高山 龍	台東区下谷 二丁目十一 番三号	同日	四〇〇八	秋山商会	秋山 紀行	練馬区大泉 学園町八丁 目二十二番 十九号	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に
ついて
水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次
のとおり事業の廃止の届出があった。
平成二十七年三月十七日
東京都水道局長 吉 田 永

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002